

国立大学法人東京農工大学会計規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学会計規則（16 経 規則第5号）の一部を次の通り改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学会計規則</p> <p>平成16年4月7日 16 経 規則第5号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略</p> <p>第3章 予算及び資金計画（第10条 - 第13条）</p> <p>第4章～附則 省略</p> <p>第1条～第13条 省略</p> <p>第14条～第48条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>第1号様式～第7号様式 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略（現行どおり）</p> <p>第3章 予算及び資金計画（第10条 - 第13条の3）</p> <p>第4章～附則 省略（現行どおり）</p> <p>第1条～第13条 省略</p> <p><u>（長期借入金等の借入れ等）</u></p> <p>第13条の2 学長は、<u>法人法第33条第1項及び国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第8条第3号の規定により長期借入金をし、若しくは本学の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行すること又は同法第35条において準用する独立行政法人通則法第45条第1項の規定により短期借入金をすることができる。</u></p> <p><u>（長期借入金等に係る審議等）</u></p> <p>第13条の3 学長は、<u>前条について決定をしようとするときは、経営協議会及び役員会の議を経なければならない。ただし、短期借入金の借入れについては、緊急を要するときは、経営協議会の議を経ることを要しない。</u></p> <p><u>2 学長は、長期借入金等の償還の状況等に関し、各事業年度終了時等に経営協議会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 学長は、法人法第34条第1項の規定による償還計画及び短期借入金の償還計画を立てるに当たっては、役員会の議を経なければならない。</u></p> <p><u>4 学長は、文部科学大臣から認可を受けた長期借入金又は債券について、当該認可対象業務の収入が不足する等の要因により、当該認可対象業務の収入によっては償還が計画どおり行うことができなくなった場合において、償還計画を変更するに当たっては、経営協議会及び役員会の議を経なければならない。</u></p> <p>第14条～第48条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表第1 省略（現行どおり）</p> <p>第1号様式～第7号様式 省略（現行どおり）</p>	

附 則（18 経 規則第12号）

この規則は、平成19年1月15日から施行する。